

定ムル所ニ依リ衛生官吏ヲシテ診療錄

ヲ査閱セシムルコトヲ得

第七條 醫業ニ關シテハ何人ト雖モ醫師

ノ學位、稱號及命令ヲ以テ定ム専門

科名ヲ除クノ外技能、療法又ハ經歷ニ

關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

内務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫

業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル

命令ヲ發スルコトヲ得

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ祕密ヲ漏洩シタルトキハ亦前項ニ同ジ

第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

公私立ノ歯科診療所ニ於テ歯科醫業ニ從事スル歯科醫師ハ其ノ歯科診療所ノ所在地ヲ區域トスル道府縣歯科醫師會ノ會員トス

ノ會員トス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

歯科醫師法中改正法律案

歯科醫師法中左ノ通改正ス

第一條第一號中「文部大臣ノ指定シタル

歯科醫學專門學校」ヲ「官立、公立又ハ文

部大臣ノ指定シタル私立歯科醫學專門學

校」ニ改ム

第二條第二號中「準禁治產者」ヲ「準禁治

產者、精神病者」ニ改ム

第四條ノ二 歯科診療所ノ開設、構造、

設備及管理ニ關シ必要ナル事項ハ命令

ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 歯科醫師診療ヲ爲シタルトキハ

遲滯ナク診療ニ關スル事項ヲ診療錄ニ

記載スベシ

前項ノ診療錄ニシテ歯科診療所ニ依リ

爲シタル診療ニ關スルモノハ其ノ診療

所ノ首長ニ於テ、其ノ他ノ診療ニ關ス

ルモノハ其ノ歯科醫師ニ於テ之ヲ五年

間保存スベシ

第十一條ノ二 歐洲停止中ノ醫師ニシテ

醫業ヲ爲シタル者、第五條、第六條、

第七條第一項若ハ第十三條第三項但書

ノ規定ニ違反シタル者又ハ第六條ノ二

ノ規定ニ依ル衛生官吏ノ查閱ヲ拒ミ若

ハ妨ゲタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ

科料ニ處ス

第十一條ノ三 衛生官吏又ハ其ノ職ニ在

リタル者故ナク第六條ノ二ノ規定ニ依

ル診療錄ノ查閱ニ關シ知得シタル醫師

ノ業務上ノ祕密又ハ個人ノ祕密ヲ漏洩

シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓

以下ノ罰金ニ處ス

第七條 歯科醫師ニシテハ何人ト雖モ

科料ノ學位、稱號及命令ヲ以テ定

ム専門科名ヲ除クノ外技能、療法又

ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

内務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫

科醫業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要

ナル命令ヲ發スルコトヲ得

内務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫

業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル

命令ヲ發スルコトヲ得

内務大臣ハ前項ニ規定スルモノノ外醫

業ニ關スル廣告ヲ制限スル爲必要ナル

命令ヲ發スルコトヲ得

洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ祕密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ祕密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

國務大臣男爵山本達雄君登壇

○國務大臣(男爵山本達雄君) 只今議題トナリマシタ醫師法ハ、明治三十九年ノ法律第四十七號ヲ以テ制定セラレ、今日マデ既ニ二十有餘年ノ歳月ヲ閱シテ居ルノデゴザイマス、其間數次ニ瓦ツテ改正セラレテハ居リマスガ、時勢ノ進展、醫業ノ發達ニ伴ヒマシテ、現行醫師法ヲ以テシテハ、尙ホ不備ノ點モアリト存ゼラレマスノデ、今回是ガ改正ヲ爲スコトニ致シタ次第アリマス、醫師法改正ノ諸點ヲ略述シマスレバ、大體左ノ如クデアリマス、第一ハ診療所ノ開設、管理、構造、設備ニ關シ、必要ナル事項ヲ命令ヲ以テ定メルコトニ致シタノデアリマス、第二ハ診療錄ノ記載義務者及保存義務者ヲ明確ニシ、且ツ診療錄ノ保存期限ヲ、是マデ十年デアリマシタ其十年間ヨリ、五年間ニ短縮シタコトデアリマス、第三ハ地方長官ニ對シ診療錄ノ查閱ノ權限ヲ附與シタルコトデアリマス、第四ハ醫業ニ關スル廣告ヲ、醫師以外ノ者ノ爲ス場合ニモ之ヲ制限シ、廣告制限事項ヲ嚴重ニシ、且ツ醫業ニ關スル廣告ノ制限ニ付テノ權限ヲ、内務大臣ニ附與シタルコトデアリマス、第五ハ郡市區醫師會員ノ範圍ヲ擴張シ、任意加入會員ヲ認メ、且ツ區醫師會設立ニ關スル規定ヲ、整理シタルコトデアリマス、第六ハ無免許醫師業者ニシテ醫師又ハ之ニ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣男爵山本達雄君登壇)

○國務大臣(男爵山本達雄君) 只今議題トナリマシタ醫師法ハ、明治三十九年ノ法律第四十七號ヲ以テ制定セラレ、今日マデ既ニ二十有餘年ノ歳月ヲ閱シテ居ルノデゴザイマス、其間數次ニ瓦ツテ改正セラレテハ居リマスガ、時勢ノ進展、醫業ノ發達ニ伴ヒマシテ、現行醫師法ヲ以テシテハ、尙ホ不備ノ點モアリト存ゼラレマスノデ、今回是ガ改正ヲ爲スコトニ致シタ次第アリマス、醫師法改正ノ諸點ヲ略述シマスレバ、大體左ノ如クデアリマス、第一ハ診療所ノ開設、管理、構造、設備ニ關シ、必要ナル事項ヲ命令ヲ以テ定メルコトニ致シタノデアリマス、第二ハ診療錄ノ記載義務者及保存義務者ヲ明確ニシ、且ツ診療錄ノ保存期限ヲ、是マデ十年デアリマシタ其十年間ヨリ、五年間ニ短縮シタコトデアリマス、第三ハ地方長官ニ對シ診療錄ノ查閱ノ權限ヲ附與シタルコトデアリマス、第四ハ醫業ニ關スル廣告ヲ、醫師以外ノ者ノ爲ス場合ニモ之ヲ制限シ、廣告制限事項ヲ嚴重ニシ、且ツ醫業ニ關スル廣告ノ制限ニ付テノ權限ヲ、内務大臣ニ附與シタルコトデアリマス、第五ハ郡市區醫師會員ノ範圍ヲ擴張シ、任意加入會員ヲ認メ、且ツ區醫師會設立ニ關スル規定ヲ、整理シタルコトデアリマス、第六ハ無免許醫師業者ニシテ醫師又ハ之ニ

ト云フ一點ト、診療録ノ査閱ト云フ點、是ガ一番ノ論議ノ中心デア、タト思フノデアリマス、私ハ其中、先づ醫師ニ非ザル者ガ醫業ヲ營ムコトガ出來ルト云フ、此原則ニ付テ御伺ヲ致シタイノデアリマス、今回ノ醫師法改正案ヲ見マスト、各條項ニ於テ醫師ニ非ザル者が醫業ヲ營ムコトノ出來ルト云フ點ガ、散見致スノデアリマス、私ハ國民ノ概念トシテ、醫院ヲ營ンデ居る者ハ悉ク醫師デアルト云フコトガ、一般國民ノ考デアラウト思フノデアリマス、何々醫院ノ院長デアルト云ヘバ、其人ハ必ズ醫師デアルト、國民ハ文句ナシニ、斯ク信用シテ居ルノデアリマス、然ルニ醫師デナイン者ガ院長ニナフテ、醫業ヲ經營スルコトガ出来ルト云フコトハ、現在ノ國民ノ概念カラスレバ、國民ヲ欺クモノデアルト申シテモ差支ナイト思フノデアリマス、此點ニ付テ貴族院ノ質疑應答及附帶決議等ヲ見マスレバ、貴族院ニ於テモ非常ナル論議ガ、アタノデアリマス、之ニ付テ内務當局ハ、若シ醫師ニ非ザル者ガ醫業ヲ營ムコトガ出来ナイ、官公立及慈善ヲ目的トスル者以外ニ許サナイトナルト、公益法人デアル赤十字病院モ許スコトガ出來ナイヤウニナルナドト云フ、屁理窟ヲ言フテ答辯ヲ致シテ居リマス、吾々ハ公益法人デアル赤十字病院ナドガ許サレルコトハ勿論、尙ホ進ンデハ産業組合デ經營スル診療所ノ如キモ、之ヲ認メテ差支ナイト思フ、尙ホ進ンデハ産業組合ノ如キ法人ガ、診療所ヲ設ケントスル其ガ醫師ノ囑託ヲスル場合ニ、各地方ノ開業醫ハ之ヲ拒ムコトヲ得ズト云フ法律テモ作

テ、地方ノ便宜ヲ圖ル方ガ宜シト思フ
居ル位デアリマス、故ニ私共ハ内務官局ノ
言フガ如クニ、公益法人トカ或ハ營利ヲ目
的トセザル法人ノ診療所マテモ、醫師ニ非ザ
レバ醫業ヲ營ムコトヲ得ズト云フ條項デ、
制限セントスルモノデハナイ、勿論斯ノ如
キコトハ爲サネバナラヌ今日ノ時勢ノ趨勢
デアリマス、之ヲ法律ノ上ニ明ニシテ置不
テ、醫師ニ非ザル者ハ醫業ヲ營ムコトヲ得
ズ、但シ官公立慈善及法人等ノ營利ヲ目的
トセザル者ハ此限ニアラズト云フ、原則ト
シテハ醫師デナケレバ醫業ヲ營ムコトノ出
來ナイヤウニ規定スルノガ、一番正シイノ
デハナイカト、斯ク考ヘルノデアリマス、
私ノ斯ク申上ゲマスル一ツノ論據ハ、私共
ガ地方ノ實情ヲ見マスルノニ、今日地方ノ
指導機關トナツテ居ルモノハ、如何ナル階級
ノ人々アルカ、僧侶ハ勢力ヲ失ヒ、昔ノ
庄屋ノ如キ素封家モ勢力ヲ失ヒマシタ、今
日地方ノ中堅トシテ、國民ノ指導的地位ヲ
占メテ居ル最モ有力ナル者ハ、醫師デナケ
レバナラナイト思フノデアリマス、諸君、
此醫師ガ今日尙ホ其社會的地位ヲ保カテ居
ルノハ、所謂醫ハ仁術デアル、營業デハナ
イト云フ觀念ガ、醫師ヲシテ今日ノ地位ヲ
保タシメテ居ルノデアル、吾々ハ今後ト雖
モ醫ハ仁術デアルト云フ、此德義心ヲ益助
長セシメテ行クノ必要ガアルト思フノデア
リマス、地方ノ指導階級トシテノ醫師ノ地
位ヲ保タシムルト共ニ、此醫ハ仁術デアル
ト云フ其觀念ハ、益之ヲ深メテ行クノ必要
ガアルト考ヘルノデアリマス、若シ醫師ニ非
ザル者ガ醫業ヲ營ムコトニナフテ、今日ハ甲
ノ醫師ヲ傭ヒ、明日ハ乙ノ醫師ヲ傭入レル、
年中醫師ノ更迭ヲ見ルガ如キコトハ、此德

義心ヲ助長スル所以ノ途デヘアリマセヌ、ノミナラズ營利ヲ目的トスル醫業ノ經營者ガ跋扈致ス結果トシテハ、仁術ヲ以テ立タウトスル醫師ガアリマシテモ、勢ヒ是等ノ醫師モ營利ヲ目的トスル非醫師トノ對抗上、自ラ醫業ノ墮落ヲ見ルコトハ當然ノ結果デアラウト思フ、今日ノ時勢ニ於テ私共ノ最モ遺憾ト思ヒマスコトハ、御五ノ地方ニ於キマシテモ、多クノ醫師ハ嘗テ治療代ノ請求書モ出シタコトハナイ、月末ニ要求書ヲ出スナド、云フコトハ嘗テナカッタ、然ルニ近來屢々時勢ノ壓迫ニ堪ニ兼ネテ、醫師ガ患家、患者ニ對シテ、進ンデ相當ニ強キ要求ヲシテ來ル、益暮ニ相當ノ謝禮ヲスレバ、掛リ付ケノ醫者ハソレデ濟シニ居タ傾向ガ、動トモスレバ破壊セラレントシテ來ル、此破壊セラレテ來ルコトハ已ムヲ得ナイト致シマシテモ、之ヲ破壊スルコトヲ助長シテ行クト云フコトハ、好マシイ傾向デハナイト思フノデアリマス、若シ是ガ破壊サレテ行キマシテ、醫師ノ營利的ノ目的ガ重要ナル地位ヲ占メテ來レバ、醫師ノ社會的地位ハ低下ラシテ來ル、今日社會ノ指導階級トシテ重キヲ爲シテ居ル醫師ノ地位ハ、此傾向ノ爲ニ根柢カラ覆へサレル結果ニナルノデハナイカト思フノデアリマス、此點ニ付テ私ハ文部大臣ニ御伺ヲ致シマス

改正デアリマス、之ニ對シテ文部大臣ハ、醫業ハ醫師デナケレバ、營ムコトガ出來ナ。伊ト云フ原則ヲ定ムルコトガ宜イカ惡イカ、醫師デナクトモ醫業ヲ營ムコトガ出来ルト云フコトハ、此德義心ヲ破壊スルモノデアル、破壊スル傾向ヲ助長スルモノデアルト御認メニナルカナラナイカ、簡單ニシマスレバ、醫者ガ醫業ヲヤル方ガ宜イノカ、醫者デナイ者ガ醫業ヲヤッテモ差支ナイノカ、此醫業ニ對スル文部大臣ノ理想ヲ御伺致シタインデアリマス

内務大臣ニ對シテハ、獨リ醫業ノ取締ト云フ問題ノミデナシニ、今日ノ社會全體ヲ見テ、醫師ノ社會的地位ヲ保持セシムルコトガ、今日ノ日本ノ一般的情勢カラ必要デアルト御認メニナルカドウカ、若シ御認メニナルナラバ、醫師デナケレバ醫業ヲ營ムコトガ出來ナイトスルノガ當然デハナイカ、之ニ御明答ヲ願ヒタインデアリマス尙ホ此場合一言致シマスガ、私共ノ手ニ致シマシタ政府提出ノ法律案デ、法律事務取扱ノ取締ニ關スル法律案ト云フノガ來テ居ル、此辯護士ノ業務ヲ擁護スル爲ノ法律ノ第三條ニ於テハ「辯護士ニ非ザル者ハ利益ヲ得ル目」のヲ以テ辯護士事務所、法律事務所其ノ他のニ類似スル名稱ヲ使用スル事務所ヲ設クルコトヲ得ズト云フ法律ガ出テ居リマス、諸君、辯護士デナケレバ法律ノ事務所サヘモ持ツコトガ出來ナイト云フ法律ガ、出テ來タ場合ニ於テ、片方ヨリハ醫者ニ非ズトモ醫業ヲ營ムコトガ出來ルト云フ法律ヲ手ニシタ、同ジ政府ノ下ニ於テ、國民ノ權利義務ヲ擁護スル辯護士ニ對シテハ、辯護士デナケレバ法律ノ事務所スラ持ツコトガ出

來ナイト云フ法律ヲ提出シテ置イテ、同ジ國民ノ生命ヲ預ル醫師ニ對シテハ、醫師ニ非ザル者モ醫業ヲ營ムコトガ出來ルト云フ法律ヲ出スト云フコトハ、政府部内ノ理想ニ於テ、何等カノ扞格ヲ有テ居ルノデハナイカト思ヒマス（拍手）同ジク人民ノ權利義務ヲ擁護スル其法律ヲ出サレタ以上ハ、人民ノ生命ヲ擁護スル上ニ於テモ、醫師デナケレバ醫業ヲ營ムコトガ出來ナイト云フノガ、當然デアラウト思フノデアリマス、其他色々ノ陳情ヲ手ニ致シテ居リマス、若シ傭入ノ醫者デ、其傭入レタ醫者ヲ更迭スルト云フ場合ニ、其醫師ヲ解傭シテ次ノ醫師ヲ傭入レルマデノ間ニ、其醫師ノ預^フテ居ラ所ノ劇毒藥ノ取扱ハ誰ガスルノカ、麻醉藥ノ管理ハ誰ガスルノカト云フヤウナコトハ、劇毒藥取締ノ規則、麻醉藥取締ノ規則ニモ違反スル結果ニナル、是ハ何ト辯解シテモ私共ハサウ考ヘルノデアリマス、其他質問致スベキコトハ多々アリマスルケレドモ、診療簿ノ查閱ノ如キモノ必要寅吏トナッテ居リマスガ、衛生官吏ガ必要アリト認メタ時ト云フ、其必要ト云フノハドウ云フコトデアリマスカ、若シ刑事上ノ必要デアルナラバ、モット明ニ刑事上ノ必要ノ各機關ニ之ヲ爲サシムルノガ、正當デハナイカト思フノデアリマス、或ハ其疑惑ヲ受ケル事項ニ付テノミ査閱スルト云フヤウナコトヲ、明ニ定メテ置ク方ガ宜カラウト思フノデアリマス

(國務大臣鳩山一郎君登壇)○國務大臣鳩山一郎君登壇 深澤君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、深澤君ガ述ベラレタ醫ハ仁術デアル、醫者ガ金錢ヲ目的トセズ、營利ヲ目的トセズシテ治療診察ヲスルコトガ、社會上必要ダト云フ、其御議論ニ對シマシテハ全ク同感デアリマス、人ニシテ仁ナケレバ人ニ非ズト云フ譯デアリマスガ、特ニ人ノ困難ニ遭遇ラシテ、其困難ヲ原因トシテ金錢ヲ取ラウト云フヤウナコトハ、避ケナクテハナラナイト思ヒマス、其見地カラ、醫者ニ非ザル者ガ診療所ヲ經營ヲシテ、醫者ヲ傭入レテ、其診療ニ當ラシメルト云フコトハ、其趣旨ニ反スルモノト思フノデアリマス、隨テ私ハ最初同ジ疑問ヲ有チマシテ、此法案ニ對シテ直チニ贊成致シマセヌデシタケレドモ、衛生局長ニ聞イテ見マスト、現在ニ於テ醫者ニ非ザル者ガ診療所ヲ經營シテ居ルモノハ非常ニ多イ、此現在ノ狀態ヲ矯正スル爲ニハ、診療所ニ對シテ免許主義ヲ執ブテ、サウシテ診療所ヲ良クスル方針ニ出デナケレバ、其弊害ノ及ブ所知ルベカラザルモノアルガ故ニ、今回ノ如キ四條ノ附則ヲ設ケタノデアルト云フ説明デアリマシテ、現在ヨリハ良クナルト思テ贊成シタ譯デアリマス、併ナガラ私ノ理想ガ何處ニアルカト云ヘバ、理想ハ深澤君ト全ク同様ノ點ニアラネバナラヌト思ヒマス(拍手)尙ホ醫者ノ責任觀カラ致シマシテモ、人ニ傭ハレテ「サラリーマン」トシテ醫業ニ就キ、診察ニ從事スルヨリハ、自己ノ責任ニ於テ診察スルコトガ最モ必要ダト思ヒマスカラ、責任觀ノ上カラシテモ、質問者ト同様ナコトガ理想デアルト云フコトハ、之ヲ言明スルニ躊躇致サナイノデアリマス

○國務大臣(男爵山本達雄君) 御答ヲ申上
ダマス、醫師ノ是迄地方々々ニ於キマシテ
高等ナ地位ヲ占メテ居リ、又ソレガ宜シイ
ト云フコトハ、御同感デゴザイマシテ、成
ベク醫師ノ地位ヲ高メルコトニ付テハ心配
ヲシテ、是ハ出シタノデゴザイマス、ソレカ
ラドウモ醫師ニ於キマシテハ、矢張人命ニ大
關係ヲ有チマスル地位ノコトデアリマスル
カラ、醫師ハ醫師トシテノ十分ナ素養ノア
ル人ヲ以テ、ソレハ、醫師ノ職責ヲ盡スコト
ニシタイト思ヒマシテ、斯クシタ次第デゴ
ザイマス、ソレカラ醫療所ノコトデゴザイ
マスガ、是ハ醫師ニ非ズトモ醫療所ヲ設ケ
テ、サウシテ其處ニ適當ナル醫師ヲ傭入レ
マシテ、ソレニヤラセマスレバ、別ニ差支
ノナイコトデアリマス、差支ナイデハナイ、
ドウモ此病院ナドヲ造リマス上ニ付テハ、
矢張世ノ中ノ有志、或ハ又ソレハ、名望ノ
アル人ノ如キ者ガ醫療所ヲ造ラテ、其處ニ適
當ノ醫師ヲ選ンダナラバ、醫師ノ向上ヲ圖
ル上ニ付テモ適當アラウト考ヘマシテ、
斯ク致シタ次第デゴザイマス(拍手)
○深澤豊太郎君 簡単デスカラ、此席カラ
御許シラ願ヒマス
○議長(秋田清君) 宜シウゴザイマス
○深澤豊太郎君 政府ノ答辯ヲ綜合スル
ト、醫者ニ非ザル者ガ醫業ヲスルコトガ出
來ルト云フ原則ヲ認メタ、但シ醫者ニ非ザ
ル者ガ醫業ヲ營ム場合ニハ、嚴重ニ取締ル
ト云フノデアリマス、私ノ質問ノ趣意ハ、
醫者デナケレバ醫業ヲ營ムコトガ出來ナイ
ト云フ原則ヲ定メテ、而シテ除外例ハ之ヲ
別ニ規定シテ行クト云フ相違ガアルダケ
デ、理想ニ於テハ同一デアルト考ヘマスカ

○上田孝吉君 案ハ一括シテ安達謙藏君外一名提出、調停申立事件ノ手續費用救助ニ關スル法律案外二件ノ委員會ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七、第八ハ同種議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第七、刑事訴訟法中改正法律案、日程第八、刑事訴訟法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、日程第七提出者一松定吉君

第七 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外九名提出)

第一讀會
第八 刑事訴訟法中改正法律案(原夫次郎君外十名提出)

第一讀會

刑事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第一百三條 勾留ノ期間ハ一月トス已ム
コトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得

刑事訴訟法中改正法律案

刑事訴訟法中左ノ通改正ス

第二十七條第四項中「及第二十九條」ヲ削ル

第二十九條 削除

第三十條中「前條ノ場合ヲ除クノ外」ヲ削
第三十五條第三項中但書ヲ削ル
〔一松定吉君登壇〕 諸君、只今上程セラレテ居リマス刑事訴訟法中改正法律案ハ、現行刑事訴訟法ノ第百十三條ヲ改正セントスルモノデアリマス、第百十三條ハ「勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得」ト規定セラレテ居リマス、之ヲ如何様ニ改正スルカト申シマスルト「勾留ノ期間ハ二月トス已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得」ト、斯様ニ改正シタリト云フノガ本案ノ趣旨デアリマス、然ラバ現行刑事訴訟法ト、此改正法案ト何處ガ違フカト云フコトヲ、極ク簡單ニ申上ゲマスルナラバ、現行刑事訴訟法ハ「特ニ繼續ノ必要アル場合ニ於テハ」ト、斯ウ云フコトニ定メラレテ居ルノデアリマスガ、改正法案ハ「已ムコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ」ト、斯様ニ其範圍ヲ制限致シタノデアリマス、ソレカラ現行法ニ於キマシテハ、理由ヲ附スルト云フコトガ書イテアリマセヌ、唯「決定ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得」トアルノヲ、改正法ニ於キマシテハ「理由ヲ附シタル決

定ヲ以テ」ト、斯様ニ改正ヲ致シタイノデアリマス、又現行法ハ「之ヲ更新スルコトヲ得」トアル結果、一箇月勾留シテ置イタモノヲ更新スル時ニ、又一箇月更新スルコトヲ得サル事由アル場合ニ於テハ其ノ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得

ガ出來ルト云フコトニナラナカニアル、斯ケレバナラナイコト、シテ、豫審判事ノ不當處分ヲ抑制シヨウト云フ趣旨ノ下ニ、第一百三條ガ規定セラレタノデアリマス、然ニ今日ノ現状ヲ見マスルト、豫審判事ガ勾留處分ニ附シテ居リマス者ヲ、二箇月ニテ勾留ヲ更新シ、又新ニ二箇月經、テ更新スルト云フヤウナコトヲ、平氣デヤテ居ルラレテ居ル本人ハ申ス迄モアリマセヌ、ソレ等ノ者ノ親族、家族ハ勿論、友人故舊ニ至ルマデ、見ルモ氣ノ毒ナ狀態ヲ繰返サレテ居ルノデアリマス、斯様ナ事ハ何トカシテ之ヲ是正シナケバナラナイ、殊ニ選舉違反等ノ場合ニ於キマシテハ、豫審ノ審理ガコトニナラナカニアルト云フヤウナコトハ、手許

現行法ト違フノデアリマス
何ノ爲ニ斯様ナ改正法案ヲ提出スルカト
言ヒマスルト、今日被告人ノ勾留セラレテ居リマス実際ヲ見マスルト、一箇月位放ダタ

シキハ其間ニ於テ面接ヲ禁止シタリ、或ハ文書ノ授受ヲ禁ジタリセラル、ト云フガ如キコトガ行ハレテ居ル有様デ、非常ニ人權ガ蹂躪セラレテ居ルノデアリマス、ソレガ

爲ニ臣民ノ權利ヲ尊重シナケレバナラヌト云フ精神カラ、之ヲ改正シナケレバナラナイト云フ趣旨ノ下ニ、第四十五議會ニ於キマシテ、勾留ヲ無暗ニシテハイケナイ、人權ヲ徒ラニ蹂躪ルヤウナコトデハイケナイ、之ニ對シテ相當ノ制限ヲ置カナケレバナラヌト云フ意味ニ於キマシテ、二箇月以上勾留ハイケナインダ、若シソレ以上勾留スル必要ガアッタ時ニハ、理由ヲ附シタル決定ヲ以テ勾留ヲ繼續スルト云フコトニナラナケレバナラナイコト、シテ、豫審判事ノ不當處分ヲ抑制シヨウト云フ趣旨ノ下ニ、第一百三條ガ規定セラレタノデアリマス、然ニ今日ノ現状ヲ見マスルト、豫審判事ガトダト云フ考ヲ起サシムルヤウニシナケレバナリマセヌ、斯クスルコトニ依テ、其更新決定ニ認メラレタ理由ノ被勾留者ハ解消ニ努メ、成ベク早ク保釋ノ恩典ニ浴スルコトニ留意スルヤウニナルノデアリマス、是レ更新決定ニハ理由ヲ附セナケレバナラヌト云フコトニ改正スル必要ガアルノデアリマス

以上申上ゲタコトガ本案提出ノ理由デア

リマス、今日二箇月以上勾留ノ被告人ガ非

常ニ數多クアルト云フヤウナコトハ、手許

遲延ニ次グニ遲延ヲ以テセラレ、勾留ニ次グニ勾留ヲ以テセラレ、其ノ間面會ヲ許サレバカリデナク、差入ヲ禁ゼラレ、長イ間勾留セラル、ノ事實ガ多イノデアリマス、ス、勾留ハ相變テズ繼續セラル、ト云フノガ、今日ノ實情デアリマス、是デハ折角勾留ニ制限ヲ設ケテ、不當ニ被勾留者ノ権利ヲ蹂躪ラナイヤウニシナケレバナラナイト云フ立法ノ精神ハ、無理解ナル官憲ノ行動ニ依リ蹂躪セラル、ト云フ次第デアリマス、是非之ヲ改メナケレバナラヌトデアリマセヌカ、次ニ今日行ハレテ居ルカト申シ決定ハ、如何ナル様式ニナテ居ルカト申シマスト、唯繼續ノ必要ガアルト云フコトヲ書イタバカリデ、何故ニ勾留ノ繼續ノ必要ガアルト云フ理由ハ、明記セラレテ居ラヌノデアリマス、而モ不動文字ヲ以テ、此決定ハ、印刷セラレテ居ルト云フコトガ、今日ノ現状デアリマス、故ニ是デハイケナイ、ドウ云フ理由デ繼續ノ必要ガアルト云フコトヲ、此更新決定ニ明記セシメ、サウシテ人々シテ、成程はナラバ已ムヲ得ナイコトトダト云フ考ヲ起サシムルヤウニシナケレバナリマセヌ、斯クスルコトニ依テ、其更新決定ニ認メラレタ理由ノ被勾留者ハ解消ニ努メ、成ベク早ク保釋ノ恩典ニ浴スルコトニ留意スルヤウニナルノデアリマス、是レ更新決定ニハ理由ヲ附セナケレバナラヌト云フコトニ改正スル必要ガアルノデアリマス

ニ取調べタモノガアリマスケレドモ、詳細
ニ委員會ニ襄ノロヽヽヽ、此處ニヘ簡單ニ

正剛君
○議長(秋田清君) 日程第八、提出者内藤
提案理由ヲ申述ベルニ止メマス(拍手)
ノ委員會ニ譲ルニトシ此處ニハ簡單ニ

〔内藤正剛君登壇〕

○内藤正剛君 諸君、本案ハ刑事訴訟法中

忌避ノ申立ニ關シマスル、從來多クアリマ
シタ所ノ非難ト、且ツ屢々陥リ易カッタ所ノ
弊害ヲ除去致シマス爲ニ、又之ヲ改メマス
ガ爲ニ、將來有ユル場合ニ於ケル禍根ヲ絶
チマシテ、司法權ノ神聖ヲ保持シ、又威信
ヲ高メ日ウト云フノガ、改正セントスル趣
旨デアルノデアリマス、是ハ各派共同提案
ノモノデアリマスガ、幸ニ便宜ト致シマシ
テ、改正ノ諸點ヲ讀ムコトニ致シマス

第二十七條ノ四項ノ中及第二十九條トアリマス六字ヲ削ルノデアリマス、第三十九條ハ全部削除スルノデアリマス、第三十條ノ中デ「前條ノ場合ヲ除クノ外」トアリマスル十字ヲ削ルノデアリマス、第三十五條第三項ノ中デ、但書以下ノ三十四字ヲ削ルノデアリマス、而シテ改正ノ重點ハ、第一十九條ノ全部削除ニアルノデアリマス、即チ之ヲ削除シマスル結果ト致シマシテ、二十七條ノ四項ノ中ノ、先程申シマシタガ「及第二十九條」ト云フ文字ガ要ラナクナルノデアリマス、抑、判事ガ偏頗ナ裁判ヲ爲ス疑ガアルコトヲ虞レマシテ、忌避致シマスルノニハ、必シモ其人ノ心ノ公正ヲ疑フベキ原因ノアル場合ニ限ルベキモノノデアリマセヌノデ、客觀的ニ公平ナル判断ヲナスニ故障トナル所ノ事情ガ存シマスル時ニ於キマシテハ、出來ルノデアリマス、所ガ此事情ト云モノハ、固ヨリ各箇ノ場合ニ於

キマシテ決スペキ問題デハアリマスケレドモ、審理ニ際シマシテ、故ラニ誘導ヲシタリ、威壓スルトカ、假定的ニ事實ノ誇張スル場合ハ無論入ルノデアリマス、斯ノ如ク正ナル判断ヲ仰グコトニ疑フ生ジマシテ故障ガアル時ニハ、忌避ノ申立ヲ致シマシテモ、現在ノ状況ノ下ニ於キマシテハ、二十九條ノ「訴訟ヲ遅延セシムル目的ノミヲ以テ爲シタルコト明白ナル忌避ノ申立ハ決定ヲ以テ之ヲ却下スヘシ」ト規定シテ居リマスノデ、此場合ニハ二十八條ノ規定ヲ適用シナイト云フコトニナッテ居リマスカラ、忌避セラレタニモ拘ラズ、其判事ハ自ラ忌避セラレタル決定ニ參畫スルコトガ出來マス、又申立却下ノ裁判ヲモ、自ラスルコトガ出来ルノデアリマシテ、現在ハソレニ依ッテ居ルノデアリマス、故ニ此規定ガアリマス爲ニ、幾多ノ忌ムベキ、又心ヲ寒カラシムベキ問題ガ生ジマシテ、知ラズ識ラズノ間ニ司法權ノ威信ト云フモノト、司法權ノ神聖ト云フモノガ失墜サレツ、アリマスノガ今日ノ状態デアリマス、茲ニ訴訟遅延ノ目的ヲ以テ爲シタルコト明白ナル申立て云フノハ、客觀的ニ何人ガ見テモト云フ風ニ解釋スルコトニハ、何人モ一定シテ居ルノデアリマスガ、實情ハ之ニ反シマシテ、無理解ニ審理ヲ急グト云フコト、或ハ感情ヲ以テ處斷スルト云フコトニ依フテ、訴訟關係人保護ノ規定、或ハ権利保護ノ規定デアルニ私共ガ見聞致シマスル所、常ニ忌避ノ申立ハ、殆ド審理ノ當務者ノ主觀的觀念ノ下ニ取扱ハレテ居リマシテ、却下決定ヲスルト共ニ、直チニ事件ヲ進行シ、神ナラザル人シテ公正ト云フ信念ヲ懷カシムルト云フコトハ、私ハ無イト言フノデアリマス、多ク此點ニ疑フ持ツノデアリマシテ、此情況ノ擴大ハ延テ國法ヲ輕ンズルト云フ結果ニモガ爲ノ影響ハ、甚大ナモノガアルト思フノデアリマシテ、國家ノ前途ノ爲ニ私共ハ洵ニ憂ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ最近ノ實例ト致シマシテハ、東京ニ於テ有力ナル辯護士ノ方ガ、忌避申立ヲサレタルコトニ依リ、懲戒訴追ヲ受ケラレタ、幸ニ此事件ハ無罪トナッテ、圓滿ナル局ヲ結ビマシタケレドモ、此法文アルガ爲ニ、迷惑シタル人ハ少クナインデアリマス、此法ハ殆ド現在デハ習慣的ニ漫然ト活用セラレテ居リマシテ、審理不十分ニ泣イテ居ル所ノ人ハ測リ知ルコトガ出來ナイ程アルノデアリマス、故ニ此法文ノ規定ヲ廢シマシテ、申立ガアリマシタ場合ニハ、他ノ判事ヲシテ事件ニ關與セシメ、疑惑ヲ避ケテ、サウシテ法ノ威信ヲ保タンコトヲ私ハ期シタイト云フノデアリマス、政府ハ曩ニ此現行法制定ノ當時ニ於記録ニ依リマスト釋明セラレテ居リマス、サシムル目的ヲ以テ爲シタルコトガ明白ナル場合ノ外ハ、是ハ適用セナイト云フコトヲ、速バ忌避權濫用ヲ防止スルト云フコト、訴訟手續ノ進行ヲ阻碍スル爲ニ置イテ置キタイウシテ唯此法文ヲ何故ニ置キタイカト言ヘト云フコトヲ述べテ居ラレルノデアリマスガ、實ニ今日ニ於テハ此弊害ガ伴ウテ、數限リガナインデアリマシテ、人々ハ主觀的ニ、色々顔ノ異ル如ク心モ變ルノデアリマシテ、他ノ人々ラシテ本當ニ公正ニ裁判ヲセシメ

ルト云フコトニ私共ハシタイト云フノガ、此法律案ヲ提出致シタ所以デアリマス、二十九條以外ノ法文ハ、二十六條、二十七條二項、三項、是ハヤハリ前ト同様ナ結論ノ場合デアリマシテ、三十條ノ分ハ訴訟手續ノ停止ニ關スル問題デアリマス、忌避ノ申立アル時ハ、ヤハリ訴訟ハ一時停止シタイト云フノデアリマシテ、是ハ二十九條ノ趣旨カラ御考察ヲ煩シタイト思ヒマス、三十條ハ、裁判所書記ニ關スル準用規定ノ廢止デアリマス、之ヲ要スルニ、今日幾多起ラテ居リマスル有ユル弊害ヲ除去スルコトニ依リマシテ、却テ訴訟手續ガ敏活ニナリ、裁判ノ威信ハ何處マデモ保タレルト云フノデアリマスカラ、政府ニ於テモ贊成願ヒタヽト思フノデアリマス、之ヲ以テ提案ノ説明ト致シマス(拍手)

○上田孝吉君　兩案ヲ一括シテ一松定吉君
外三名提出、刑事訴訟法中改正法律案外十
三件ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミ
マス

「異議ナシ」ト呼フ者アリ】

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第九、
民事訴訟法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提
出者中野勇治郎君

第九 民事訴訟法中改正法律案(中野
勇治郎君外九君提出) 第一讀會

民事訴訟法中改正法律案
民事訴訟法中左ノ通改正ス
第三百五十九條 削除

レバ、約六十分ノ一ニ過ギナイノデアリマス、斯様ナ次第デアリマシテ、此森林業者、造林業者ガ、非常ニ資本ヲ得ルノニ困難ヲ致シテ居ル状態ガ、之ニ依テ察セラル、ト思フノデアリマス、而シテ此保険法案、之ヲ國營ニ致ス譯デアリマスルガ、只今民間ニ於テモ、此森林保険ヲ營ンデ居ル會社ガ四會社アリマス、大正九年ニ増資ヲシタノデアリマスルガ、森林火災ノ此危険率ニ對スル統計ガ十分デアリマセヌ爲ニ、總テノ保険業ヲ營ム所ノ基本ハ確定ニナッテ居マセヌ、隨テ此營業ニハ少カラザル不便ガアリ、其結果常ニ保険料ガ高率ニナッテ居ルノデアリマスガ、是亦リムヲ得ナイモノト考ヘルノデアリマス、隨テ其外ニ、小面積ノ植林ニ對シテハ之ヲ取扱ハナイ、又殊ニ幼齡林即チ二十年以下ノモノハ、拒絕的ノ高率保険料ヲ定メマシテ、殆ド此保險ヲ拒絶シテ居ルヤウナ狀態ニ在ル譯デアリマス、此點カラ申シマスレバ、特ニ此幼齡林ヲ保護スル必要ガアル、幼齡林ガ左様ナ次第デ、營利會社ガ之ヲ營ムコトガ不便デアルト云フ點カラ、茲ニ非營利的デアル所ノ國營保険ヲ營マナケレバナラスト云フコトガ生ズル譯デアリマス、而シテ國營ニ致シマスレバ、國ノ方デハ此造林ノ獎勵ヲ致シ、又火災ノ防禦ニ付テモ、ソレドモ施設ヲ致シテ居リマスルシ、此施設ト相俟テ行クコトノ便利ガアリ、尙又國ガ營ム爲ニ、保険ノ普及及只今申上ゲマンタヤウナ小林業者ノ加入ヲ促進スルコトガ出來ル、尙又我國

ノヤウニ、未ダ保険思想ノ幼稚ナル國ニ於キマシテハ、之ヲ國營ニスルコトニ依テ、村ノ既設ノ施設ヲ利用スルノデアリマスルカラ、此點ニ於テモ少カラズ便利ガアリマス、其他危險ノ生ジタ場合ニ、是ガ支拂ニ對シテハ、國デアリマスカラシテ、非常ニ堅固デアル、若シ營利會社デアルナラバ、茲ニ破産デアルトカ、或ハ支拂金額ノ減額デアルトカ、或ハ相互會社ニ依レバ、保険料ノ追徴ナド、云フコトガアル譯デアリマス、而シテ長年月ニ亘ル所ノ事業デアリスルカラ、國家事業トシテ亦適當デアルト云フ點カラシテ、國營ト致ス所ノ趣旨デアリマス、而シテ保険ノ目的ハ二十年生以下ニ限リテ居ルノデアリマスルガ、此點ハ先程申上ダマスル通り、是ガ最モ火災ニ罹リ易イ、而シテ一度火災ニ罹リマスレバ、即チ造林ヲ再興セシメルト云フ點カラ、此是等ハ全損ニナル、而シテ此保険ノ目的ハ、即チ造林ヲ再興セシメルト云フ點カラ、此幼齡林ヲ目的ト致シタ譯デアリマス、尙ホ此保険ハ、所謂簡易火災保険トナッテ居リマスルヤウニ、極ク取扱ヲ簡便ニ致ス無審。

○上田孝吉君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(植原悦二郎君) 上田君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(植原悦二郎君) 別ニ質疑ノ通告ハアリマセヌ

○木暮武太夫君 木暮武太夫君登壇
第七條第六號中「又ハ演劇興業」ヲ削ル
○木暮武太夫君登壇
營業収益稅法中改正法律案
大體ノ豫定ヲ申上ダマスレバ、初年度ノ經費ヲ二十六万圓ト見マシテ、繰入金十九万六千圓、保険料ガ六万四千圓、之ニ依テ十万町歩ヲ保險ヲ致シ、毎年々々約五萬町歩ノ保險ヲ加入セシメ、二十箇年間デ是方收支償フ、其繰入金ノ總額ガ約二百三十万台暮ニ達スル譯デアリマス、左様ナコトニ依テ、此目的ヲ達成シヨウト云フノデアリマス、何卒速ニ御審議下サレテ、御協賛アラマスニ拘ラズ、唯一ツ演劇興行ダケガ、此原則カラ外レテ居ルト云フノガ今日ノ狀態デアリマス、元來大正十五年ニ舊營業稅法ガ廢止サレ、營業収益稅法ト云フモノガ設定セレマシタ所以ノモノハ、御承知ノ通り過去ニ於ケル營業稅ハ、物的外形標準ニ依テ課稅致シマス結果ト致シマシテ、ドウシテモ納稅者ノ實收入ト何等ノ聯絡ガナイン所ニ依テ稅金ヲ納メルコトガ出來ナイト云フ缺陷ガアルノデアリマシテ、是ガ故ニ所得收益ヲ標準トシテ課稅スル所ノ、所謂付能力ニ應ズベキ所ノ營業収益稅ト云

標準ハ人工植栽ノ苗木代、地拵ヘ代、其他植林費デアルトカ、或ハ金利、或ハ保險料、斯ウ云フモノヲ見マシタ最低費用額ヲ計上

○副議長(植原悦二郎君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十四、營業収益稅法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——木暮武太夫君

第十四 营業収益稅法中改正法律案
(木暮武太夫君外二名提出) 第一讀會

營業収益稅法中左ノ通改正ス

木暮武太夫君

五二五

モノガ、大正十五年ニ出來タノデアリマス、又理窟ノ上カラ申シマシテモ、御承知ノ通り租稅ハ、資本ニ稅金ヲ課ケルノデナク、所得ニ稅金ヲ課ケルノヲ、其本旨トシナケレバナラヌノデアリマシテ、若シ誤ツテ所得ニ稅金ヲ課ケルコトナシニ、資本ニ稅金ヲ課ケルコトニ相成リマシタナラバ、一國ノ資本ヲ消耗スル結果トナフテ、國民經濟ニ恐ルベキ將來ヲ誘致スルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、此意味カラシテ、何處マデモ租稅ノ理論ハ收益ニ應ズルトカ、或ハ所得ニ課稅スルト云フ、收益主義ヲ建前トスルト云フコトハ申ス迄モナイノデアリマス、是ガ故ニ最近ニ於キマシテハ、物的外形標準ト云フモノヲ以テ課稅スル所ノ稅金ハ、段々ト無クナフテ來テ居ルノデアリマス、我國ノ租稅體系ヲ見マシテモ、所得稅ヲ中心トシテ、資產重課ノ意味デ、土地ニ對シテハ地租ヲ取り、或ハ營業ニ對シテ考ヘテ見マスト、必ズ總テノ土地ニ付テ地營業收益稅、資本ニ對シテ資本利子稅ヲ取リマンテ、按配ヲ致シテ居ルヤウナ事實ヲコトハ、必ズ收益ニ依ル所ノ營業收益稅ト云フモノガ課ケラレナケレバナラナイト云フガ、只今カラ五十五年前ノ明治十一年頃ニ於ケル所ノ太政官布告ニ、地方ノ雜種稅トシテ載テ居タト云フ理由ガ其儘ニ残リマシテ、地方雜種稅トナフテ居ル結果、

各地方々々デ物的外形標準デアル上ニ、
區々タル取扱ヲ受ケテ居ルト云フヤウ
ナコトハ、頗ル不公平デアルシ、不況
時ニ重ク、好況時ニ輕イトイ云フ變態ガ
アル、今日實際給付能力ニモ應ジ、實
際ノ納稅力ニ應ズル所ノ營業収益稅ヲ以テ
致シマシテモ、此不況ノ時ニ於キマシテハ、
中々納稅ガ困難デアルト云フ一般ノ非難ガ
アリマス時ニ於テ、古イ思想ノ下ニ物的標
準ノ、所謂外形標準ヲ以テ基トシテ、舊營
業稅法ニ依ル雜種稅ヲ、獨リ演劇興行ノミ
ガ負擔スルコトハ、不公平デアリ、苛酷デ
アルト、私共ハ信ズルノデアリマス、近ク
將來ニ於テ財政建直シノ爲メ、我國ニ於テ
モ稅制ノ改革ヲ行ハナケレバナラヌト云フ
コトハ、恐クハ何人モ否定スルコトノ出來
ナイ輿論デアルト信ズルノデアリマス、調査
會ヲ作フテ稅制ノ改革ヲスルコトモ、固ヨリ
必要デアリマスケレドモ、進ンデ一日一善
ヲ爲ス主義ニ於テ、少シデモ惡イモノガア
リマシタナラバ、直チニ取フテ之ヲ改メテ
行クト云フコトガ、稅制改革ノ爲メ一步ヲ
進ムル所以デアルト信ジテ、本案ヲ提出致
シタ次第デアリマス、何卒御協贊アランコ
トヲ偏ニ御願致シマス（拍手）

○副議長（植原悦二郎君）　御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ――日
程第十五、大正十五年法律第五十二號中改
正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ
趣旨辯明ヲ許シマス――中野勇治郎君
第十五　大正十五年法律第五十二號中
改正法律案（土地區劃整理ニ伴フ清
算金ニ關スル件）（安藤正純君外五名
提出）
第一讀會
大正十五年法律第五十二號中改正法律
案
大正十五年法律第五十二號中左ノ通改正
ス
第三條第一項中「清算金ニ付利子ヲ附シ
五年ヲ超エサル期間」ヲ「清算金ニ付低利
ヲ附シ十五年ヲ超エサル期間」ニ改ム
〔中野勇治郎君登壇〕
○中野勇治郎君　本案提案ノ理由ヲ御説明
申上ゲマス、本案ハ御承知ノ通リ屢々御手
數ヲ煩シテ居ル案デアリマシテ、又屢々本
院ヲ通過サセテ戴イタ案デアリマス、唯本
案ノ如キ、區劃整理ニ伴フ清算金納付ノ狀
態ハ、未ダ東京市及横濱市ニ於キマシテモ、
依然タル窮状ニアルノデアリマスガ故ニ、
ドウカ是非此納付期間ノ延長ヲシテ、緩和
ヲシテ戴キタイト云フノガ、此法案ノ趣旨
デゴザイマス、何卒前例ノ通り御賛成アラ
ンコトヲ御願致シマシテ提案ノ理由ト致シ
マス（拍手）

○上田孝吉君 本案ハ安達謙藏君外十件ノ
出、町村役場費臨時國庫補助法案外十件ノ
委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○副議長(植原悅二郎君) 上田君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日
程第十六及第十七ハ、同種議案ナルニ依リ
一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認
メマス、日程第十六、速記士法案、日程第
十七、速記士法案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開
キマス、順次提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマ
ス——金井正夫君

第十六 速記士法案 (金井正夫君外二
名提出) 第一讀會

第十七 速記士法案 (中山福藏君外三
名提出) 第一讀會

速記士法案

速記士法

第一條 速記士ハ速記法ヲ用ヒ法令ニ依
ル文書ノ作成ヲ爲スコトヲ業トスルモノ
トス

第二條 速記士タラムトスル者ハ左ノ條
件ヲ具フルコトヲ要ス

一 帝國臣民ニシテ民法上ノ能力ヲ有
スル成年以上ノ男子タルコト

タル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用ス

第九條 速記士本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ業務上不正ノ行爲アリタルトキハ主務大臣ハ速記士懲戒委員會ノ議決ニ依リ之ヲ懲戒ス

速記士懲戒委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 速記士ノ懲戒處分ハ左ノ四種トス

一 謙責

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内速記士ノ業務ノ停止

四 速記士ノ登録ノ抹消

前項第二號ノ過料ヲ完納セサルトキハ主務大臣ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス
非訟事件手續法第二百八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル執行ニ付之ヲ準用ス

トキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際引續キ一年以上速記ノ實務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月

以内ニ出願シタルトキニ限リ第二條第一項第二號ノ規定ニ拘ラズ速記士試驗委員

ノ銓衡ヲ經テ速記士タル資格ヲ有ス

○金井正夫君 簡單デアリマスカラシテ議席カラ御許シヲ願ヒマス

○副議長(植原悅二郎君) 許シマス

○金井正夫君 只今上程セラレテ居リマス速記士法案ニ付キマシテ極ク簡單ニ其提

案理由ヲ説明致シタイト思フノデアリマス、此輓近速記ノ利用ハ日ニ月ニ其範圍ヲ擴大致

シマシテ、今ヤ社會文化ノ一要素トシテ缺クベカラザル地位ニ在ルノデアリマス、就中帝國議會ヲ初メ道府縣會、又ハ市町村會等ハ勿論、各官公署ニ開カル、公ノ會議、公私ノ組合、銀行、會社ノ總會等ハ、概不速記ニ依フテ其議事ヲ錄取シテ居ルノデアリマス、更ニ裁判訟廷ニ於ケル各種ノ記錄ヨリ、進ンデハ私權ニ關係アル文書ノ作成ニモ、盛ニ利用セラレントスル趨向ニ在ルノデアリマス、而シテ是等ノ速記ハ、或ハ

公ノ秩序ニ關シ、或ハ貴重ナル言論ヲ永久ニ傳ヘ、或ハ財產權利等ニ重大ナル關係ヲナク其ノ業務上取扱ヒタル事項ニ村知得シタル祕密ヲ漏泄シ又ハ竊用シタル

リマス、盛ニ利用セラレントスル趨向ニ在ルノデアリマス、仍テ本案ヲ提出致シタズルノデアリマス、何卒慎重審議ノ上ニ御協賛アランコトヲ御願スル次第アリマス

(拍手)

○副議長(植原悅二郎君) 内藤正剛君

○内藤正剛君 簡單ニ提案理由ヲ自席カラ述ベルコトヲ御許シ願ヒマス

○副議長(植原悅二郎君) 許シマス

○副議長(植原悅二郎君) 内藤正剛君

○内藤正剛君 本案ニ付キマシテハ、殆ド外一名提出、調停申立事件ノ手續費用救助ニ關スル法律案外四件ノ委員ニ併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(植原悅二郎君) 上田君ノ動議ニ願致シマス(拍手)

○上田孝吉君 兩案ハ一括シテ安達謙誠君

スル者ノ資格並ニ責任等ニ關シマシテハ、何等公ニ之ヲ規律スルモノガナクシテ、單ニ速記者ト稱シマスレバ、玉石混架致セ

マス爲ニ、動モスレバ速記ノ本質ヲ誤解セラレ、其眞價ヲ認識セラレザルノ憾ガアル

ノデアリマス、加フルニ今後文運ノ進化ニ伴ヒマシテ、速記ノ對象トナルベキ事項ハ、其益複雜多岐ヲ加ヘマシテ、之ニ從フ者ノ教養素質亦充實向上ヲ要スルモノ切ナルモノガアルニ拘ラズ、其地位ガ社會的ニ公認致サレテ居リマセヌ結果、斯道ニ志ス者モ亦前途ノ光明ヲ認ムルコトガ出來マセズシテ、其結果ハ延テ世ノ進歩ニ追隨シ能ハザルニ至ラソコトヲ虞ル、ノデアリマス、此輓近速記ノ利用ハ日ニ月ニ其範圍ヲ擴大致シマシテ、今ヤ社會文化ノ一要素トシテ缺クベカラザル地位ニ在ルノデアリマス、就中帝國議會ヲ初メ道府縣會、又ハ市町村會等ハ勿論、各官公署ニ開カル、公ノ會議、公私ノ組合、銀行、會社ノ總會等ハ、概不速記ニ依フテ其議事ヲ錄取シテ居ルノデアリマス、更ニ裁判訟廷ニ於ケル各種ノ記錄ヨリ、進ンデハ私權ニ關係アル文書ノ作成ニモ、盛ニ利用セラレントスル趨向ニ在ルノデアリマス、而シテ是等ノ速記ハ、或ハ

公私ノ組合、銀行、會社ノ總會等ハ、概不速記ニ依フテ其議事ヲ錄取シテ居ルノデアリマス、更ニ裁判訟廷ニ於ケル各種ノ記錄ヨリ、進ンデハ私權ニ關係アル文書ノ作成ニモ、盛ニ利用セラレントスル趨向ニ在ルノデアリマス、而シテ是等ノ速記ハ、或ハ

タ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○副議長(植原悅二郎君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程

第十八ハ提出者ヨリ延期ノ申出ガアリマシ

選舉ス 前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ム

ル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長二人アルトキハ豫メ組合長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス

第十一條 衛生組合ノ經費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲ負擔ス

第十二條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 地方長官ハ衛生組合ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得市長ハ衛生組合ニ對シ事務ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徵シ、實地ニ就キ事務ヲ視察シ若ハ出納ヲ検査シ又ハ事業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ノ解散、分合及區域

變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモ

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲滯ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

ノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲滯ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔寺田市正君登壇〕

一傳染病豫防法中改正法律案（野田文一郎君外四名提出）

一傳染病豫防法中改正法律案（上田孝吉君外十四名提出）

一傳染病豫防法中改正法律案（田中祐四郎君外五名提出）

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ表題ヲ「傳染病豫防法中改正法律案」トシ別紙ノ通り修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月四日

委員長 寺田 市正

衆議院議長秋田清殿

〔別紙〕

傳染病豫防法中左ノ通改正ス

第二十三條 地方長官ハ傳染病ノ豫防救治ノ爲町村内ニ衛生組合ヲ設ケシムルコトヲ得

地方長官ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及前項ノ衛生組合ニ對シ清潔方法、

消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ必要ナル事項ヲ指示シテ之ヲ履行セシムルコトヲ得

シムルコトヲ得

市町村ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及第一項ノ衛生組合ニ於テ傳染病ノ豫防

救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第二十三條第三項」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔寺田市正君登壇〕

一傳染病豫防法中改正法律案（野田文一郎君外四名提出）

一傳染病豫防法中改正法律案（上田孝吉君外十四名提出）

右ハ本院ニ於テ三案ヲ併合シテ一案ト爲シ表題ヲ「傳染病豫防法中改正法律案」トシ別紙ノ通り修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年三月四日

○寺田市正君 只今上程サレマシタル衛生組合法案竝ニ傳染病豫防法中改正法律案ノ委員會ノ經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、衛生組合法案モ亦傳染病豫防法中改正法律案モ、共ニ政友、民政、國同三派ヨリ各

提案サレテ居リマスガ、其内容ハ全ク同一デゴザイマス、都市ニ於ケル公衆衛生ノ普及發達ヲ圖ルト云フ趣旨デアリマシテ、即チ法人トシテ衛生組合ヲ組織シヨウト云フ

ノデアリマス、其組合員トシテハ世帯主ヲ以テ組合員トスルト云フノガ眼目デゴザイ

タニ付キマシテ、今日マデ我國ニハ衛生組合法ト云フモノガナカツノデアリマス、ソ

コデ去ル五十九議會ニ於テ、時ノ民政黨内閣ハ、政府ノ提案トシテ之ヲ帝國議會ニ提

出致シマシタノデアリマシタガ、貴族院ニ於テ審議未了ニナツテ居ルノデアリマス、貴

シテ、政府ノ意図トシテ本案ニ對スル態度ヲ申サレルノニ、本案ハ嘗テ吾等ガ内閣ニ居ル時代ニ、即チ内務省ノ關係ニ在ル時ニ、内務省原案トシテ出シタモノデアル、然ル

ニ貴族院ニ於テ審議未了ニナツタ、其點ヲ

省イテ茲ニ提案サレタノデアリマスカラ、

第二讀會(確定議) 恩給法中改正法律案

第一讀會ノ續

五三

此案ニ強キ意味ニテ反對モ出來マセヌガ、

ト言ツテ又積極的ニ此法案其儘ヲ丸呑ミニシ

テ賛成モ一寸致シ兼ネルヤウナ立場ニナ

テ居ルノテアヌマヌガテシテ、其事ハ能ク

本案ガ衆議院ヲ通過シ、又々貴族院ニ於テ

モ可決サレルト云フコトニナレバ、政府ハ

當然ノ職責トシテ是ガ御裁可ヲ仰イデ、法

律トシテ實施スル任ニ當ル、ソレ故ニ諸君

ハドウカ衆議院ノ權能ヲ以テ然ルベク御決

答辯デゴザイマシタカラ、委員會ニ於キマス。

シテ慎重審議致シマシタ結果、三派三案ゴ

ザイマシタガ、上田孝吉君外十四名提出ノ

案ヲ基本トシマシテ、此案ニ併合修正致シ

マシテ、可決致シマシタヤウナ次第デゴザ

マヌカテ 信卒諸君モ御賛成ヲ希望致シ

又次ノ傳染病豫防法中改正法律案八、衛

生組合法制定ノ結果、地方長官ヲシテ傳染

病豫防ノ爲ニ町村ニ衛生組合ヲ組織セシム

ルコトヲ得ルト云フノガ眼目デゴザイマス、

即チ都市ニ對シテ衛生組合ヲ設ケシムルト

同様に傳染病防護組織も日本政府が行う地方長官ガ衛生組合ヲ組織セシメヨウト云

フノガ、其趣旨ニナッテ居リマシテ、洵ニ至
當ナリト云フノデアリマシテ、委員會ハ是

亦上田孝吉君外十四名提出ノ案ヲ基本ト致シマシテ、同案ニ併合修正可決致シタ次第デゴザイマス、此段御報告申上ダマス（拍手）

○副議長（植原悅二郎君） 委員長報告ハ衛生組合法案ノ三案、傳染病豫防法中改正法案ノ三案ヲ、ソレベシ併合シテ各一案ト爲シ、修正議決シタモノデアリマス、六案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（植原悅二郎君） 御異議ナシト認メマス、六案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○上田孝吉君 直チニ六案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長ノ報告通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（植原悅二郎君） 上田君ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○副議長（植原悅二郎君） 御異議ナシト認メマス、直チニ六案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス

傳染病豫防法中改正法律案 第二讀會(確定議)
傳染病豫防法中改正法律案 第二讀會(確定議)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和八年三月九日

委員長 津崎 尚武

衆議院議長秋田清殿

附帶決議

恩給制度ニ關シテハ尙根本的ニ考慮ヲ要
スルモノアリ而シテ本改正案ハ社會政策
的見地ヨリスルモ不備ノ點渺シトセズ
政府ハ宜シク適當ナル對策ヲ講ズベシ

希望條項

一、戰公傷病死者及傷痍軍人ノ遺族扶助
料中下級者ニ對シテハ其ノ最少限度ノ
生活ヲ保障スルニ足ルヘキ増額ヲ必要
トス

二、一時賜金傷痍軍人ニ對スル傷病年金
制度ノ制定ハ適當ト認ムルモ尙増加恩
給者トノ均衡ヲ付テハ考慮ヲ必要トス
増加恩給額ハ症項差額過少ニシテ階級
差額過大ナリ考慮ヲ要ス

三、大正十二年十月以前ニ死亡シタル傷
痍者ノ寡婦ニシテ兵籍簿ニ登録ナカリ
シ者ニ對シテハ速カニ調査ヲアシ扶助
ノ方法ヲ講セラレタシ

四、北海道屯田兵恩給問題ニ付テハ同兵
役義務ノ特殊性ニ鑑ミ同情スヘキモノ
アリト認メタル兵役義務者及廢兵待遇

即チ現行恩給法ノ施行セラレマスル前ニ死亡致シマシタ傷痍者ノ寡婦、其中デ兵籍簿ニ登録ナカリシ者ト云フモノニ付キマシテハ、是ハ委員間ニ於キマシテモ、斯ウ云フ寡婦ニ對シテハ扶助料ヲ支給スペキデアルト云フ主張ガアリマシタガ、政府ニ於キマシテハ、目下ソレヲ調査シテ居ルト云フ同情アル御答ガアッタノデゴザイマス

次ニ北海道屯田兵ノ豫備役期間ヲ恩給期間ニ通算致シタイト云フ問題ハ、連年本議會ニ於テ議員提出案其他ノ形ニ於キマシテ現ハレテ居ルノデアリマスガ、是ガ實現ヲ見ズシテ今日ニ及ンデ居ルノデゴザイマス、然ルニ本件ニ付キマシテハ、色々ノ経過ヲ經マシテ、恩給期間ニ通算スルコトハ、政府トシテハ同意シ難イト申シマスケレドモ、之ニ對シテ一時賜金ヲ支給スル、一時賜金ヲ支給シテ以テ屯田兵問題ノ解決ヲシテ要求ヲセラレテ居タ事實ガアルヤウデゴザイマス、然ルニ大藏省ノ都合ニ依リマシテ、此問題ハ常ニ採擇セラレズシテ今日ニシテ居ルノデゴザイマスガ、本件ニ付キマシテハ、北海道選出ノ議員諸君ハ、特ニ林君ハ最モ熱心ナル主張ヲ致サレマシ

テ、委員會毎ニ本問題ヲ色々質疑シ論議セラレテ居タノデゴザイスルガ、大藏當局ト致シマシテハ、委員會ノ席上ニ於テ、辭退ノ件デゴザイマスガ、此事ガ委員會ニ此要求ニ對スル言明ヲスルニ至ラナカッタ會ニ於キマシテモ、極メテ多數ノ時間ヲ之ニ費シテ論議セラレタコトヲ、御報告申上ゲルノデゴザイマス

次ニ恩給ノ金融ニ關シマシテハ、是ハ受給者ノ事情ニ顧ミマシテ、何トカ金融ノ方法ヲ付ケタラ宜イデハナイカ、恩給ヲ擔保ニスルコトハ出來ナイ規定ニナツテ居ラモ裕ニ高利貸ノ目的物ニナツテ居ルヤウナ事情ガアルニ顧ミマシテ、何トカ此金融ニ關シテ低利資金ヲ融通スルトカ、何等カノ方法ヲ立テルコトニ依テ、政府ハ金融ノ途ヲ講ジテ貰ヒタイト

云フ、熱心ナル要求ガアッタノデゴザイマス、マシテハ、政府トシテ特別ナ注意ヲ戴キタガ、即チ唯徒ニ官吏ヲ任免スルコトニ付キマシテ、其當ヲ得ナイ爲ニ、行政上ノ惡弊エ及ンデ居ルノデゴザイマスガ、本件ニ付キマシテハ、恩給ガ增加スルト云フ傾向ガアルカラシテ、此惡弊ヲ矯メテ貰ヒタイト

云フ、熱心ナル委員ノ希望ガアリマシテ、質疑應答ニ付キマシテノ大體ハ前申上デアルカラシテ、此惡弊ヲ矯メテ貰ヒタイトル通リデゴザイマスガ、質問ヲ打切りマシテハ、扶助料其他ノ事ニ付テ相當弊害ガアルカラ、俄ニ贊成ハ出來ナイト云フコトデアッタノデゴザイマス

案ハ之ヲ認メテ、茲ニ申上ゲマスヤウナ附帶決議及希望條項ヲ附シマシテ、本案ヲ通過サセタイト云フ意見デアッタノデゴザイマス、之ヲ讀上げマス

附帶決議

恩給制度ニ關シテハ尙根本的ニ考慮ヲ要ス、モノアリ而シテ本改正案ハ社會政策コトハ、受給者ニシテ恩給ヲ受ケザルモ裕ニ生活シテ行ケル人ガアルノデアル、殊ニ上級者ニ對シテサウ云フ者ガアルト致シマス、之ヲ讀上げマス

スレバ、法規ニ規定シテ恩給辭退ノ途ヲ開イテハドウカ、斯ウ云フコトニアリマス、其目的トスル所ハ、サウ云フ餘裕ガアルナルニ顧ミマシテ、何トカ此金融ニ關シテ低利資金ヲ融通スルトカ、何等カノ方法ヲ立テルコトニ依テ、政府ハ金融ノ途ヲ講ジテ貰ヒタイト

料中下級者ニ對シテハ其ノ最少限度ノ生計ヲ保障スルニ足ルヘキ増額ヲ必要トス活ヲ保障スルニ足ルヘキ増額ヲ必要トス

二、一時賜金傷痍軍人ニ對スル傷病年金給者トノ均衡ニ付テハ考慮ヲ必要トス制度ノ制定ハ適當ト認ムルモ尙增加恩

加ノ原因デアリマス所ノ官吏ノ任免ニ關シテハ、扶助料其他ノ事ニ付テ相當弊害ガアル

三、大正十二年十月以前ニ死亡シタル傷痍者ノ寡婦ニシテ兵籍簿ニ登録ナカリ

シテ、此問題ハ常ニ採擇セラレズシテ今日ニシテ居ルノデゴザイマスガ、本件ニ付キマシテハ、恩給ガ增加スルト云フ傾向ガアルカラシテ、此惡弊ヲ矯メテ貰ヒタイトル通リデゴザイマスガ、質問ヲ打切りマシテハ、扶助料其他ノ事ニ付テ相當弊害ガアルカラ、俄ニ贊成ハ出來ナイト云フコトデアッタノデゴザイマス

ノ方法ヲ講セラレタシテハ、扶助料其他ノ事ニ付テ相當弊害ガアルカラ、俄ニ贊成ハ出來ナイト云フコトデアッタノデゴザイマス

四、北海道屯田兵恩給問題ニ付テハ同兵役義務ノ特殊性ニ鑑ミ同情ズヘキモノアリ

ト認メタル兵役義務者及廢兵待遇審議

會答申ノ通速カニ相當ノ一時金ヲ支給

シテ最後ノ解決ヲ爲スヘシ

五、政府ハ恩給金融ニ關シ速カニ適當ナ

ル方法ヲ講セラレタシ

六、政府ハ常ニ恩給交付ノ狀況ヲ嚴密

ニ調査シ苟モ不當交付ナカラシムルコ

トニ努ムヘシ

斯様ナ希望條項デゴザイマス、此案ニ付キ

マシテハ、民政黨ノ山本儀重君カラ本案ニ

賛成致シマスト共ニ、此事ニ希望條項トシ

テ舉ゲラレタル條項ニ付キマシテ、戰病死

者ノ遺族竝ニ傷痍軍人ノ公傷ノ甚シイモノ

等ニ付キマシテハ、出來ルナラバ本法ヲ修

正シテモ之ヲ支給シタイ者ガアルケレドモ、

今日此會議ニ於キマシテ修正スルコトハ出

來ヌカラ、政府ハ何處迄モ此附帶決議竝ニ

希望條項ノ趣旨ノアル所ヲ諒トセラレテ、

適當ニ考慮セラレンコトヲ希望スルト云フ

意味デ、匹田君ノ勳議ニ對シテ賛成ガアッ

タノデゴザイマス、次ニ國民同盟ノ後藤亮

一君ヨリモ、山本君ト同様ナ意見ヲ以テ此

案ニ贊成セラレタノデゴザイマス、採決ニ入

リマシテ、本案附帶決議、希望條項共悉ク

全員一致ヲ以テ贊成セラレタノデゴザイマス、此段御報告申上ダマス(拍手)

○議長(秋田清君) 通告順ニ從ヒ討論ヲ許
シマス、宮澤裕君

(宮澤裕君登壇)

マシタ恩給法ノ改正案ニ關シテ、賛成ノ意

見ヲ述ベタイト存ズルモノデアリマス、御

承知ノ通り恩給法ノ改正ハ、當局者ヨリモ

寧ロ國民多年ノ要望デアッタノデアリマス、

私共今回齋藤内閣ノ成立ニ依テ、政黨内閣

ノ或ハ改正シ得ザル點マデモ、思切テ立

案改正ガ出來ルデアラウト云フコトヲ、窃

ニ期待シテ居タノデアリマス、先月ノ二

十二日カ御提案ニナツタ時ニ、提案ノ趣旨ヲ

茲ニ漸ク提案スルニ至タノデアル、何卒

斯ウ云フヤウニ恩給ノ年限ヲ多少増シタト

ト云フヤウニ、僅ニ一年ノ延長ノモノモ中

ニアリマスガ、大體二年ヲ増サレテ居ル、

云フコトノ上ニ、六千圓以上ノ全額收入ノ

アリマスル者ハ、超過額ノ僅ニ二割ヲ國庫

ニ納付スルト云フコトヲヤフテ居ル、更ニ其

上ニ恩給基金ト致シマシテ國庫ニ納付致シ

マスル額ヲ、文官ハ百分ノ一デアリマシタ

スガ、爾來私共委員ハ極メテ熱心ニ、寧ロ

此案ニ對シテハ敬虔ノ念ヲ以テ、慎重ニ審

議討論ヲ重ねタノデアリマス、其結果ドウ

ナリマシタコト云フコトハ、只今津崎委員

ルト云フ社會政策的立場カラ見マシテモ、下ニ厚

ク改正スルト云フコトニ付テ、之ヲ検討致

地カラ之ヲ申シマスルナラバ、財政的ノ見

僅ニ二箇年、文武官ヲ通ジテ之ヲ増シタ、

尤モ警察監獄官吏デアリマスルトカ、或ハ

所謂第一款症カラ十款症マデアリマスルモ

ノ、中、一款カラ四款ノモノニ對シテノミ、

所謂傷病年金ト云フモノヲ持ヘテ、之ニ給

吏ニ對シマシテハ、十年ガ十一年ニナツタ

ト云フヤウニ、僅ニ一年ノ延長ノモノモ中

ニアリマスガ、大體二年ヲ増サレテ居ル、

斯ウ云フヤウニ恩給ノ年限ヲ多少増シタト

ト云フヤウニ、僅ニ一年ノ延長ノモノモ中

ニアリマスガ、大體二年ヲ増サレテ居ル、

云フコトノ上ニ、六千圓以上ノ全額收入ノ

アリマスル者ハ、超過額ノ僅ニ二割ヲ國庫

ニ納付スルト云フコトヲヤフテ居ル、更ニ其

上ニ恩給基金ト致シマシテ國庫ニ納付致シ

マスル額ヲ、文官ハ百分ノ一デアリマシタ

スガ、爾來私共委員ハ極メテ熱心ニ、寧ロ

此案ニ對シテハ敬虔ノ念ヲ以テ、慎重ニ審

議討論ヲ重ねタノデアリマス、其結果ドウ

ナリマシタコト云フコトハ、只今津崎委員

長ヨリ御報告ニナツテ、巨細既ニ御諒承ノ

コト、思ヒマスカラ、簡單ニ私ハ討論ヲ致

スコトニ致シタイト思フノデアリマスルガ、

斯ハ政府ガ茲ニ説明サレマシタ財政的ノ立

デアリマス、而シテ社會政策的ニ、下ニ厚

ク改正スルト云フコトニ付テ、之ヲ検討致

傷病死者ノ遺族ニ對スル特殊恩給、是モ僅

カ三割ヲ増シテ、五箇年デ之ヲ打切ルト云

フコトニナツタ、戰公傷痍者ノ遺族ニ對スル、

所謂第一款症カラ十款症マデアリマスルモ

ノ、中、一款カラ四款ノモノニ對シテノミ、

所謂傷病年金ト云フモノヲ持ヘテ、之ニ給

吏ニ對シマシテハ、十年ガ十一年ニナツタ

ト云フヤウニ、僅ニ一年ノ延長ノモノモ中

ニアリマスガ、大體二年ヲ増サレテ居ル、

斯ウ云フヤウニ恩給ノ年限ヲ多少増シタト

ト云フヤウニ、僅ニ一年ノ延長ノモノモ中

ニアリマスガ、大體二年ヲ増サレテ居ル、

云フコトノ上ニ、六千圓以上ノ全額收入ノ

アリマスル者ハ、超過額ノ僅ニ二割ヲ國庫

ニ納付スルト云フコトヲヤフテ居ル、更ニ其

上ニ恩給基金ト致シマシテ國庫ニ納付致シ

マスル額ヲ、文官ハ百分ノ一デアリマシタ

スガ、爾來私共委員ハ極メテ熱心ニ、寧ロ

此案ニ對シテハ敬虔ノ念ヲ以テ、慎重ニ審

議討論ヲ重ねタノデアリマス、其結果ドウ

ナリマシタコト云フコトハ、只今津崎委員

長ヨリ御報告ニナツテ、巨細既ニ御諒承ノ

コト、思ヒマスカラ、簡單ニ私ハ討論ヲ致

スコトニ致シタイト思フノデアリマスルガ、

斯ハ政府ガ茲ニ説明サレマシタ財政的ノ立

リマス選族ニ對シテハ、相當限度ノ生活ノ
保障ヲシマスト云フコトハ、是ハ國民當然
ノ義務デアルト私ハ信ズルノデアリマス、
是ガ吾々ノ期待デアリ、國民多年ノ要望デ
アタニモ拘ラズ、殆ド此結果が此法律ノ改
正ニ現レテナイト云フコトニ付テハ、洵ニ
遺憾ナノデアリマス、就キマシテハ吾々委
員カラ色々希望モ出シ、修正ニ付テモ色々
協議ヲ遂ゲタノデアリマスガ、御承知ノ通
リ極メテ浩瀚、煩雜ナル恩給法デアリマス、
逆モ素人ト申シマスカ、吾々委員ガ一週間
ヤ十日位研究シタノデハ、簡單ニ之ニ修正
ノ筆ヲ加ヘルコトハ實ハ困難デアリ、時日
モ迫フテ居リマスガ爲ニ、已ムヲ得ズ吾々ハ
政府ニ對シテ所謂附帶決議トシ、希望條項
ト致シマシテ、速ニ國民ノ意思ノ存スル所
ヲ十分考慮研究シテ、此改正案ヲ速ニ再ビ議
會ニ提案シテ、國民ノ協賛ヲ求メルノ舉ニ
出ラレルヤウニ望ムト云フ措置ヲ採ル外ハ
ナカツタノデアリマス、實ハ委員長モ報告ニ
ナリマシタ通リニ、私共ト致シマシテハ、
テモ、例ヘバ只今ノ恩給ト云フモノハ、現
在ニ於テモ恩給法ノ一條デハ、之ヲ擔保
ニ利用スルコトナドハ禁止サレテ居ルノデ

アリマス、然ルニ實際ハ是か高利貸、金
業者ノ喰物ニナッテ居ルト云フコトヲ、仄
カニ聞イテ居ルバカリデナク、恩給局長ノ言
明ニ依テモ、正式ニ受取手續ヲシテ、交付
シテ居リマス恩給ノ擔保ニナッテ居ルモノ
ハ、總額ノ約二割位アルデアラウ、其他現
ヘレナイモノハ幾フアルカ知レヌト云フ御
話デアリマシタガ、私共ガ調べマシタ所ニ依
リマスト、全體ヲ通ジテ少クモ恩給ノ六割ト
云フモノガ、サウ云フ所謂金融業者、極端ニ依
言ヘバ高利貸ノ喰物ニナッテ居ル、是モ一ツ
救濟シナケレバナラヌノデアルカラ、速ニ
國家ハ低利資金ヲ之ニ流用シテ、サウンテ
恩給ヲ擔保ニ入レルマデニ苦シonde居ル受
給者ヲ救濟スルノ考ハナイカ、又サウ云フ
風ニ速ニヤフテ、是等ヲ救濟シテ、此恩給者
ヲ其恩典ニ浴セシムルヤウナ方法ヲ採ラル
ルノガ、當然ノ處置デヤナイカト云フコトヲ
申シタノデアリマスガ、是ハ恩給局長——
當局者モ無論其點ハ十分考慮シテ居ルト云
フコトデアッタ、デアルカラ早晚是ハ實現サ
レルコト、私共ハ信ジテ居ルノデアリマス
ニ、恩給ノ辭退デアリマス、是モ是マデ辭
退ト云フコトハ、事實ハ無カツケレドモ、
更ニ委員長ガ矢張報告ニナリマシタヤウ
顯著ナル例ハ、乃木大將ガ二人ノ御子様ヲ

更ニ之ヲ御受ケニナラナカッタ、サウシテ恩
給ヲ受ケル、所謂受給權ヲ喪失サシテ、其
扶助料ヲ國庫ニ歸屬セシメタト云フヤウナ
ニ限ラズ、斯ノ如キ所謂恩給ヲ國庫ニ歸屬
セシメタ人ガ多數アル、アルケレドモ、是
ガ如何ニモ喪失——居所ガ不明ニナッテ恩
給ヲ受取ラナカッタカノ如ク、或ハ怠慢ニ
依テ其受給期間ヲ喪失シタカノ如ク、是等
ノ者ト同一視サレテ、是等ノ國家ニ對スル
奉公心ト申シマスカ、是等ノ美譽ガ聞カラ
ルカラ斯様ナ人ニ對シテハ、恩給ヲ正式ニ
辭退スルノ法規ヲ設ケテ、サウシテ之ヲ一
闇ニ葬ラレルヤウナ結果ニナッテ居ル、デア
般財源ノ或ハ補給ニ充テ、或ハ下級受給者
ニ厚クスル費用ニ之ヲ當テルノガ當然デハ
ナイカト云フ主張ヲ致シタノデアリマス、致
シタノデアリマスルガ、是モ色々弊害ガア
ル、弊害ハ扶助料ニ付テ、ハナイカ、通常
ノデアリマスガ、兎ニ角其御意思ハ拜承ス
ルガ、之ヲ實行致シマスコトニ付テハ、
色々ノ弊害ガアルノデアルカラト云フコト
デ、是モ用ヒラレナカッタノデアリマス、其
結果ト致シマシテ、吾々ノ相當主張致シマ

ガ、此規定ニ現ハレテ居リマセヌト同時ニ、吾々ノ附帶決議、吾々ノ修正案ト云フモノ
洵ニ遺憾デアリマスガ、委員長ガ報告致シ
マシタヤウニ、一ツハ附帶決議ト致シ、一
ツハ希望條項ト致シテ、政府ノ再ビ改正ヲ
俟ツト云フコトニスルノ「外」ハナカッタノデ
アリマス、而シテ吾々ノ考カラ致シマスル
ト云フト、現在恩給ノ受給者ガ凡ソ四十五
万人カラアッテ、年額一億四千七百万圓モ
要テ居ル、累年恩給ガ凡ソ四百万圓、或ハ
四百五十万圓增加ノ趨勢ヲ辿テ居ル、而モ
昨年ハ滿洲事變ガアリマシタルガ爲ニ、五
百八十万圓モ殖エテ居ル、是ガ此改正ニ
依ツテ、數年ノ後ニハ此累增ノ傾向ハ止ツテ、
五六年ノ後ニハ止マルノデアルカラ、十年
ノ後ニハ或ハ四五百万圓ノ餘裕ガ——餘剩
ガ出來ルノデアルト云フヤウナコトヲ、政府
ハ御辯明ニナツタノデアル、率カラ申スト云
フト、私共ノ調査致シタ所ニ依リマスト云
フト、毎年百分ノ一五位殖エテ居ル、而モ
色々々ナ法律、規定ガ茲ニ制定サレ、或ハ國
テモ、ドンヽ其數ハ殖エテ居ル、又滿洲

事件ニ付キマシテモ、數箇師團ガ滿蒙ニ駐
在致シテ居リマスガ、是モ或ハ可ナリ半永
久的ニ此處ニ駐在サスルノ必要ガアルノデ
ハナイカト云フコトヲ思ヒマスルト、文武官
ヲ通ジテ是ハ非常ニ殖エル傾向ガアル、隨
テ恩給モ殖エザルヲ得ナイ趨勢ヲ辿^シテ居
ルト云フコトハ明瞭ナコトデアル、果シテ
政府ノ言フ如ク、數年ニシテ此恩給ノ累増
ガ止^ツテ、十年後ニナリマシテ、數百万圓
ノ餘剰ヲ得ルト云フ政府ノ聲明ガ、實現出
來ルカドウカラ^フ政府ニ確メタノデアリマス
ガ、是ハ必ズヤ^シテ御目ニ懸ケルカラ、
吾等ノ聲明ヲ信賴シテ吳レト云フコトデ
アリマスカラ、其政府ノ聲明ニ信賴シ、
以上委員長ノ報告サレマシタヤウニ、
希望決議、希望條項、六個ノ希望條項
ヲ附シテ、之ニ賛成スルコトニ致シタノデ
アリマス、簡単ニ自分ノ所信ヲ披瀝致シマ
ス(拍手)

殆ド大部分採用シテ居ラレルノデアリマス、即チ恩給年限ノ延長デアルトカ、或ハ國庫納付金ノ増額デアルトカ、或ハ多額所得者ノ恩給ノ一部停止デアルトカ、或ハ相當年齢ニ達スルマデ恩給ノ一部ヲ停止スルトカ、其他種々ナル問題ヲ擧ゲテ居ラル、ノデアリマスケレドモ、其擧ゲラル、所ガカラ申シマスルト、平年度ニ於テ減額スベシテ居ラナイノデアリマス、隨テ豫算ノ上比較的不徹底デアフテ、其目的ヲ十分ニ達

○藏書ノ目次

○後藤亮一君登壇〔後藤亮一君登壇〕
後藤亮一君登壇
只今議題トナマ居リマス
ル恩給法ノ改正ニ對シマシテハ、委員長ノ
報告ニ賛成スル者デアリマス既ニ宮澤、山
本兩君ヨリ之ニ賛成ノ趣旨ヲ述ベラレタノ
デアリマスルカラ、再び繰返スコトハ致シ
マセヌ、唯、簡單ニ賛成ノ意見ヲ少シ述べ
テ見タイト思ヒマス

今回ノ恩給法ノ改正ニ於キマシテ、吾々
ガ頗ル遺憾ト考ヘマシタ點ハ、久シク恩給

的ニ、我國トシテハ恩給ガ非常ニ増大スルト云フコトハ、國民ガ齊シク憂慮致シテ居タ所デアリマス、然ルニ今回ノ改正ヲ見マスルト、單ニ事務的改正デアリマシテ、國家トシテ國策ト云フ大局カラ之ヲ見テノ改正ガシテナイト云フコトニ對シテハ、吾

吾頗ル遺憾ヲ感ズルノデアリマス(拍手)恩
給法ノ適當デアルカ否ヤト云フコトヘ、國
家組織ノ上ニ於ケル所ノ一大問題デアリマ
ス、而モ斯様ニ年々増加致ス傾向ニアリマ
シテヘ、ドウシテモ之ヲ國策トシテ十分ナ
ルト痛感スルノデアリマス、是ナキコトハ今
回ノ改正ニ於テ、吾々ノ頗ル遺憾ト致シタ所
デアリマス、尙ホ其他ノ點ニ付キマシテハ、既
ニ他ノ委員諸君ヨリ申サレマシタ通り、非常
ニ下級者ニ薄クシテ、高級者ニハ益、厚イト
云フ感ガアッテ、而モ此點ニ更ニ改正ガ加ヘ
ラレテ居ラヌト云フコトハ、吾々ノ重不テ
遺憾トスル所デアリマス(拍手)其身ヲ砲火ノ
巷ニ入レマシテ、サウシテ名譽アル戦死ヲ
遂ゲ、或ハ負傷ヲ致シタ、斯ウ云フ下級ノ
軍人ニ對スル恩給トカ、或ハ其遺族ニ對ス
ル扶助料ガ非常ニ少クシテ、今ヤ折角國家
ガ恩給ヲ出シテ居リナガラ、是等受給者ハ
寧ロ國家ヲ怨ンデ居ル程ニ悲痛ナ叫ヲ擧ガ
テ居ルト云フコトハ、是レ諸君ノ御承知ノ通
リデアリマス、今ヤ我國ノ思想問題カラ考
ヘマシテモ、非常ニ擔稅力ノアル所ノ富豪
階級或ハ大資本家ガ、一面ニ於テ脫稅ヲシ
テ居ルヤウナコトヲ見逃サレテ居ルノニ、
一面ニハ斯ノ如キ悲痛ナル境遇ニアル人ニ

委員又ハ警察署長第八條第一項第一號

ニ該當スル者アリト認ムルトキハ之ヲ
地方長官ニ具申スペシ

第十四條 地方長官、警察署長又ハ市町

村長必要アリト認ムルトキハ第八條第

一項第一號ニ該當スル者ノ處分決定ニ

至ル迄一時保護ノ爲適當ナル施設若ハ

家庭ニ委託スルコトヲ得仍警察署長ニ

於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ五日

ヲ超エザル期間假ニ留置ヲ爲スコトヲ

得

前項ニ依リ警察署長ニ於テ行フ留置ハ

他ノ收容者ト分離スペシ

第十五條 少年教護院長ハ在院者ニ對シ

親權ヲ行フ但シ親權者又ハ後見人アル

者ノ財産管理ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 内務大臣又ハ地方長官ハ本人

又ハ扶養義務者ヨリ在院委託及一時保

護ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ徵

收スルコトヲ得

前項費用ノ徵收ハ必要ニ應ジ納付義務

者ノ居住地又ハ財產所在地ノ地方長官

又ハ市町村長ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

第一項ノ費用ヲ指定ノ期限内ニ納付セ

ザル者アルトキハ國稅徵收法ノ例ニ依

リ處分スルコトヲ得

第十七條 第八條乃至第十一條ノ處分ヲ

受ケタル者ノ親族又ハ後見人ハ入院後

六箇月ヲ經過シタル場合其ノ處分ノ解

除又ハ變更ヲ内務大臣又ハ地方長官ニ

出願スルコトヲ得

第十八條 第八條第九條第十一條又ハ第

十六條第一項及第三項ノ處分ニ不服ア

ル者及前條ノ出願ヲ許可セラレザル者

ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第十九條 道府縣ノ設置スル少年教護院

及少年鑑別機關第十條ノ保護監督少年

教護委員一時保護及地方長官ノ爲シタ

ル委託ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔ト

ス

市町村長第十四條ノ一時保護ヲ爲シタ

ルトキハ其ノ費用ハ市町村費ヲ以テ一

時之ヲ立替フベシ

第二十條 國庫ハ前條第一項ノ規定ニ依

ル道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所

ニ依リ四分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助ス

第七條ノ規定ニ依リ認可セラレタル少

年教護院ノ支出ニ付亦前項ヲ適用ス

タル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物

ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條 内務大臣及地方長官ハ第七

條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少年教

護院ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令ヲ發

シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 第七條ノ規定ニ依リ認可セ

ラレタル少年教護院本法若ハ本法ニ基

キ發スル命令又ハ認可ノ條件ニ違反シ

タルトキハ内務大臣ハ認可ヲ取消スコ

トヲ得

第二十四條 少年教護院長ハ在院中所定

ノ教科ヲ履修シ性行改善シタル者ニ對

シテハ其ノ退院後ニ於テ尋常小學校ノ

教科ヲ修了シタル者ト認定スルコトヲ

得但シ少年教護院ノ教科ハ小學校令ニ

遵據シ文部大臣ノ承認ヲ經ルコトヲ要

ス

前項ノ認定ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ノ

適用ニ關シテハ小學校ヲ卒業シタル者

ト看做ス

第二十五條 本法中町村又ハ町村費トア

タルモノト看做ス

○牧野賤男君 少年教護法案ニ付キマシ

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙

ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ出

版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ三月

以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

感化法ハ之ヲ廢止ス

少年法ニ依ル保護處分ノ實施セラレザル

地區ニ限り第一條第一項ノ年齢ハ之ヲ一

八歳未滿トス

本法施行ノ際現ニ存スル國立感化院及道

府縣立感化院ハ之ヲ本法ニ依リ設置シタ

ル少年教護院ト看做シ其ノ在院者ハ之ヲ

本法ニ依リ入院セシメラレタルモノト看

做ス

本法施行ノ際現ニ存スル代用感化院ハ之

ヲ第七條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル少

年教護院ト看做シ其ノ在院者ニシテ感化

法第五條ノ規定ニ依リ入院セシメラレタ

ルモノハ之ヲ本法ニ依リ入院セシメラレ

タルモノト看做ス

本法施行ノ際道府縣立感化院ノ設置ナキ

道府縣ハ本法施行ノ日ヨリ五年以内ニ少

年教護院ヲ設置スルコトヲ要ス

〔牧野賤男君登壇〕

ニ掲載スルコトヲ得

五三九

テ、委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲ
ニ付託セラレマシテ、藤山貞吉君、中野勇
治郎君、松田正一君ガ理事ニ當選致シマシ
テ、不肖私ガ委員長ノ任ニ當タノデアリ
マス、委員諸君ト共ニ熱心ニ研究討議ノ結
果、茲ニ該法案ヲ修正可決ノ御報告ヲ致ス
ノデアリマス

現時經濟界ノ窮迫ト、思想界ノ險惡トハ、
各方面ニ於キマンテ少年ニ悪影響ヲ及ボシ
マシテ、教育ノ普及發達ニ逆比例ヲ致シマシ
テ、不良化少年ノ激増、跳梁ヲ見テ居ルノデ
アリマス、此不良ノ少年ノ保護教育ヲ完ウ
シテ、之ヲ救濟致シマスルコトハ、一ハ人
道上必要ノコトデアリ、又一ハ之ヲ未然ニ
防ギマシテ、將來ノ犯罪者ヲ少カラシメ、
以テ國家社會ノ治安ヲ維持スルト云フコト
ハ、最モ急務デアルト存ジマス、然ルニ現
行感化法ハ、公布セラレテヨリ三十餘年ノ
久シキニ及ブノデアリマスガ、其間ニ明治
四十一年及大正十一年ノ二回ニ、多少ノ改
正ガアリマシタガ、未ダ以テ時代ノ推移、
社會ノ進歩ニ伴フ本質的ノ改善ガナイノデ
アリマス、斯ノ如クニ致シマシテ、教育可
能性ニ富ム所ノ學齡兒童期ニ於ケル、最モ
大切ナル不良化防止ノ施設ニ對シテ、理會
ト用意ヲ缺イテ居リマシテ、依然トシテ昔

日ノ如クデ、深ク遺憾ヲ感ジテ居ル現今ノ有様デアリマス、此不便、不利ヲ補ハシガ爲ニ、本法案へ提出セラレタノデアリマス、本案ハ數回ノ委員會ヲ開キマシテ、關係者ノ懇談會ヲ致シ、政府當局ノ出席ヲ求メテ其意ノ在ル所モ質シ、更ニ小委員ニ付託致シマシテ、中野勇治郎君、星島一郎君、犬養健君、中野種一郎君、荒川五郎君、山杵儀重君、栗原彥三郎君ノ七名ノ方ニ御願ヲ致シマシテ、小委員案ヲ作タノデアリマス、豫テ書面ヲ以テ諸君ニ御報告ヲ致シマシタ小委員案ハ、委員會ニ於テ満場一致可決致シタ次第デアリマス、政府ノ意見ハ、内務省ニ於キマシテハ本案ノ趣意ニハ賛成ヲスルガ、財政的ニ多少考慮ノ餘地ガアルト云フノデアリマス、司法省ニ於テハ、少年法ノ領域ヲ侵ス處方ノ意見ガアツテ、結局反対ノ意向デアッタノデアリマス、然ルニ小委員會ニ於キマシテハ、内務省ノ意向モ、司法省ノ意向モ、之ヲ取入れテ修正致シタノデアリマスルカラ、今日ニ於テハ政府ニ於テモ、恐クヘ大ナル反対ハナカラウト考ヘルノデアリマス、以上ノ次第デアリマシテ、満場一致委員會ニ於テ可決致シタ次第デアリマスカラ、ドウゾ満堂ノ諸君ノ御賛成ヲ願フノデアリマス

○議長(秋田清君) 討論ヲ許シマス——荒川五郎君
○荒川五郎君 極メテ簡単デアリマスカラ
當席ヨリ發言ノ御許シヲ願ヒマス
○議長(秋田清君) 簡単デアレバ宜シウゴ
ザイマス
○荒川五郎君 凡ソ世間デ不良化少年ト云ヒ、又惡青年ト云ヒ、或ハ大人ノ犯罪者等、社會ニ不安損害ヲ興ヘ、又國家ノ厄介者トナル彼等ノ多クハ、果シテ憎ムベキ不良罪惡ノ者バカリデハナイノデアリマスガ、人間ノ心理、生理等ノ研究ガ足ラナイ所ガアル爲メヤ、或ハ一般家庭ヤ、社會環境ノ狀態ナドカラ、斯様ナ不幸ニ陥リ、罪惡人トセラル、ヤウニナツカ者ガ、隨分少クナイト思フノデアリマス、隨テ之ヲ感化教育スルト云フコトハ、普通ノ教育スラ中々困難デアルノニ、斯様ニ拗ネタリ、歪ンダリ、曲ッタリシタ者、不良化ノ者等、ソレ等ノ者ヲ善良ナ人間ニ矯直スト云フコトハ、中々容易デナイノデアリマシテ、此事業ニ從事致ス者ハ、溫情熱愛ヲ以テ、一生涯ヲ此憫ムベキ不幸ノ者ニ捧ゲル決心ガナクテハ、決シテ出來得ナイ事業デアリマス、隨テ今日實際ニ此方面ニ努力シテ居ル人々ハ、實ニ感激ニ値スベキ人物ガ少クナイノデアリマス、幸ヒ此度提案致シマシタ感化法ノ改正案タ

ル少年教護法案へ、此趣旨ニ於テ是等人々ノ活動努力スペキ十分ノ餘地ヲ認メテ立案シタモノデアリマスガ、此度委員會ニテ、更ニ適當ナ修正ヲ與ヘラレマシテ、只今委員長ノ報告ノ通リニナリマシタ云フコトハ、洵ニ社會淨化ノ爲メ、人類愛ノ爲メ、國家公安、國民ノ幸福ノ爲ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス

諸君等シク 陛下ノ赤子デアリナガラ、前申上ガルヤウニ、家庭ヤ環境、友人ヤ又社會ヤ、並ニ一身生理ノ缺陷等ニ依テ、斯様ナ不遇ニ逐レタル、是等不幸ノ少年ヲシテ、溫キ聖代ノ餘澤ニ浴サシメ、善良ナル、役ニ立ツ、國民ノ伍伴ニ還ラセテ、彼ノ村ニ不學ノ徒ナカラシムルト云フ理想ヲ徹底シテ、更ニ巷ニ不良ノ兒ナカラシムルヤウニ致スコトハ、常ニ德化ヲ宣シ給フ上陛下ノ聖旨ニ副ヒ奉ル所以アルノミナラズ、國家社會ノ治安幸福ノ爲ニモ、斷ジテ忽セニスベカラザル國家ノ重大事デアリマシテ、之ニ依シテ社會環境ヲ善クシ、街頭ヲ淨化スルコトハ、普通ノ兒童青年ニ、廣イ愉快ナ自由ナ社會ヲ與ヘテ、彼等ヲシテ善良ナ社會性ヲ養ヘシムル上ニモ、極メテ大切ナコト、確信致ス次第デアリマス、希クハ滿堂諸君ノ御配慮ニ依テ、速ニ此案ガ成立スルノミナラズ、更ニ此不

遇ナル多數ノ者ニ同情ヲ與ヘ、社會不安ヲ

除キ、國家ノ幸福ヲ爲ス上ニ、一段ノ御配

慮ヲ切ニ希望スル次第デアリマス、謹デ一

言感謝ノ意ヲ添ヘ賛成ノ意ヲ表シマス

○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開ク

ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

午後四時三十六分散會

○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通
リ可決セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ直チニ第二讀會ヲ開キマス、議案全部
ヲ議題ト致シマス

少年教護法案 第二讀會(確定議)

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
ヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り

可決確定致シマシタ(拍手)

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、今日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ

日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ
是ニテ散會

衆議院議事速記録第二十四号 少年教護法案 第二讀會(確定議)

頁 段 行 誤 正 帰蕩
四九二 三一五 掃討

